

議会運営委員会会議記録（概要）

令和8年2月27日（金）

開 会（午前9時00分）

**【議 事】**

○請願第1号「令和7年9月議会における9月16日付の斉藤かおり議員  
発言後の議事進行に関する所沢市議会の姿勢と対応について市議会とし  
ての見解を求めます。（別紙資料参照）」

**【質 疑】**

大石健一委員

議事進行発言に対する請願が提出されているわけだが、議事進行はやはり議長の裁量権の中で行われ、我々議員が選出した議長が議事進行を進める裁量権を持っていて、これは完全に裁量権の範疇であり、さすがにこれは請願にはなじまないと思うので、私は即刻不採択にすべきだと思う。

花岡健太委員

この請願に関しては正当性がある請願であると思っている。

議会の裁量権というのは、ほかの議会であつたり国であつたりから意見を言われないと私は理解している。「議員必携」にも、議会は住民の代表機関として民意を広く行政に反映させるため、単に議会本来の権限事項を処理するだけではなく、町村の事務や議会の権限に属する事務・事項全般に関する請願を受理し、これを処理する権限を有すると書いてある。

この議事進行に関しても、もちろん議会としての権限に属する事項全般に該当すると考えるため、この請願に関しては私は正当な請願であると考えて

いる。それと、請願者の方を呼んでいただいとお話を聞きたいと考えている。

小林澄子委員

同じく請願者の方の意見をしっかりと聞いていただきたいと思う。

大石健一委員

議事進行発言については議長の裁量権の範疇だと思うので、それについて請願者から意見を聞く必要はないと思う。

日本共産党の皆さんに申し上げるが、請願の紹介議員になる前に、もし、議長の裁量に不服があるならば議長の不信任決議を出すとか、それぞれ提案できることがあったと思うが、それをしていないにもかかわらず、こういった請願が出されているということは、さすがに議員としてのやり方がおかしいのではないかと私は思うため、私はここで請願者の意見を聞く必要はないと考える。ほかの会派にも意見を聞いてください。

植竹成年委員

今、大石委員から発言があったように、私も同様の意見だ。

9月定例会議の中で議会運営委員会は幾度か行われていた。しかしながら、この署名をされた会派からは、この内容に対する協議の場を申し入れる、ないしはテーブルに上げるようなことは一切なかった。

そして、5か月が過ぎようというときに、我々議員が議会の進行というものを決めてきたこの所沢市議会の流れの中で、この5か月が過ぎたときに市民からの声によって、議会の進行に対して疑義を申し入れるというのは非常に疑問に思うところがある。

よって、この請願については、大石委員が言われていたように審査の対象にすることは望ましくないと私は思う。

小林澄子委員　もう5か月を過ぎたということだが、これは議員のほうから出したのではなく市民の方から出された。市民の方はよく見ていらっしゃるんです。

植竹成年委員　今申し上げたように、市民の方々というよりも、議会運営に関することを議員のほうから発議するのではなく、なぜそこで市民からの声に対して、よしとしていたものを改めてここで疑義を持つ、その判断に疑問を持つということだ。

入沢豊委員　うちの会派の斉藤議員のことで、本当に大石委員、植竹委員がおっしゃったとおりだと私は思う。

議長議事整理権を侵害すると言っはなんだが、一旦終わったことをここで、議会以外のところからこうやって請願を出してきて、それについて共産党の方もこうやって署名されたから出てきたわけだが、そもそもそういうのはやはりおかしいのではないか。本来あまり署名されるものではないのではないかなと私は思っていて、私もまさに同意見であり、不採択でお願いしたいと思う。

末吉美帆子委員　請願については非常に重要な市民の権利であり、この請願自体は市民の方

がこういった議事運営に関してなかなか理解ができない部分もあってお出しになるということについては非常に理解できる。

ただ、9月定例会議のときに既に終結をしている。その当時の議事進行の経緯または議長判断について何かあれば、その時点で言うべきであったし、先ほど植竹委員からもあったが、その後問題提起することもできたはずだ。終結をしてしまっていることに対して今から修正も訂正もできない。

なぜこの署名をするのか、きちんと市民の方に御説明をすべきことが先決であって、今この定例会議に署名議員となって何を望んでいるのか、逆に理解ができない。請願者の方に言っているのではなくて、紹介議員に対してそのように思っている。

なので、もうこれは議論をせず、大石委員の言ったとおりに私も賛成する。

中毅志委員

請願権はたしかに市民の方にあり、これはぜひ尊重しなければいけないなと私も思う。ただ、請願として成り立つにはやはり紹介議員が必要である。紹介議員自体が9月に起こったことに対して、この何か月間何もしてこなかった、こここのところに私も植竹委員と同じで疑義を感じる。

議長の議事進行に対する整理権もあるため、そちらに関しての請願ということであれば、こちらについてはやはり大石委員が言ったとおりになじまないのではないかと思う。

長谷川礼奈委員

大石委員、植竹委員のおっしゃるとおり、請願になじむものではないの

で不採択でお願いしたい。

花岡健太委員

所沢市議会基本条例に、「議会及び議員は、より一層の市民からの信頼に応えるため、積極的な情報の公開を通じて説明責任を果たし」とある。まさしくこの請願の趣旨というのは、この説明責任を果たしてほしいという趣旨の請願であるように私は見受けられるため、この請願に関しては全く道理の通ったものであると思う。

また、添付資料を読んでいくと、複数の議員から議事進行に係る動議が出ている。しかし、なぜ続行したのか議長から説明がない、会議録を見ただけだとどういったことが行われたのか分からないという印象を私も受けた。

そういう意味では、地方自治法第104条には「議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する」と書かれているが、この整理している痕跡が見られないというところで市民が疑問に思ったということは、これはしかるべき、当然のことであると、そのように考えているため、私はこの請願は採択すべきであると考えている。

末吉美帆子委員

議会基本条例の御意見があったが、当然承知している。私たちがつくったものだから。

説明というのは、こうやって市民の方が疑問をおっしゃられたときにきちんと説明をする、そのことをちゃんとやっているのかということは今この中で申し上げているのであって、請願者に対してはこの議会運営委員会の中で

何一つ言っていない。

**【質疑終結】**

**【意見】**

大石健一委員

請願第1号に対して不採択を主張します。

これは議長の裁量権の範囲であり、我々が選んだ議長がその場で御判断されたということ以外は説明のしようがありません。

本人の計り知るところでございまして、議会運営委員会で決めることではないと私は思いますので、不採択を主張します。

花岡健太委員

本請願の採択を主張します。

議会の権限として民意を広く行政に反映させるために、請願を受理し処理する権限を有する、これは議事進行に関する要件に関しても当然この請願にできる事項として私は含まれていると考えております。請願の内容を見ても確かに複数の議員から議事進行に関する動議が出されているにもかかわらず、一方は議会運営委員会を開いてほしいという動議、もう一方は開く必要がないという動議だったと私は認識しているが、なぜ議会運営委員会が開かれていないのかということに関して議事録から読み取ることができない。

また、地方自治法第104条には、地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理しなくてはならないと書かれてある。その中で整理しているように見えないと市民の方が考えるのも私は当然だと思います。

います。

所沢市議会基本条例の前文には、積極的な情報の公開を通じて説明責任を果たし、と議会の役割に書いてあります。我々議会には市民に対して議会の責任を果たし誠意をもって説明する必要があると考えます。

よって請願の採択を主張します。

**【意見終結】**

(何事か叫ぶ傍聴者あり)

(委員長が退席を命ずる)

**【採 決】**

大館 隆行委員長

請願第1号については、挙手少数、不採択とすべきものと決する。

○請願第2号「令和7年9月議会における9月16日付けの斉藤かおり議員のアフリカ諸国に関する発言（別紙資料参照）に問題はなかったのでしょうか。市議会としての見解を求めます。」

**【質 疑】**

大石健一委員

私の会派といたしまして、請願を読んだがこれは議会での自由闊達な議論を阻害するような行為ではないかなと懸念している。

だから、これは請願として不採択にすべきだと思っている。

花岡健太委員

私もこの添付資料を読み、「あまりにも環境、常識が違うアフリカと日本」から「世界でもまれに見る秩序ある日本人がうまく共存できると思えません」の、その辺りのところの不穏当な文章だと思うので今は言わないが、一部のアフリカで起きている事象を、アフリカ大陸に住む人々全般に当てはめること自体が差別を助長している危険性があるだけではなくて、この一部の地域に住む人に対して共存できないとまで発言してしまうこと、これは人種、地域に住む人々を排除していることなので、「セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと」とある所沢市議会議員政治倫理条例に反すると思っている。議員が自分たちでつくった条例を守るというのは当然なことであると思い、これは問題がある発言だなと思っている。

大石健一委員

花岡委員も斉藤かおり議員の発言に対して、ここに書いてあることは一

部の国で行われていると認めているわけだから、「事実関係を調査し」とここに書いてあるが、今さら事実関係を調査する必要はない。

大体、自分たちの意に沿わない意見が、この自由闊達な議論する議会でされた場合、自分たちの意見に沿わないということで請願を毎回毎回出されてこられると、それはもう言論の自由に対して圧力をかけていると思うため、これは不採択にすべきだ。

花岡健太委員

私としてはそういった事例がアフリカの地域で起きているという事実に関しては確認していないため、そこは違う。

自分たちの意見というよりは、所沢市議会議員政治倫理条例に抵触するか抵触しないかという話をしているので、自分たちの意見とは全く違うと思う。

末吉美帆子委員

この議会の中で、様々な議員が自分の考えている主張を述べるという中で、当然そのことに賛成する方も反対する方もいらっしゃると思う。そして、その度に、この発言、この意見に対して、これはおかしいということを出されてきて、その正否を問うということがこれからも繰り返されるとすれば、本当に言論の自由を侵すものだと思う。

例えば、少数の意見ということがあるが、それはおかしいと、こうやって議会運営委員会にその都度請願が出されて、それが正しいかどうか話し合うということがどんなにおかしいことか花岡委員は分からないですか。

例えば、花岡委員の主張されていることが、これはおかしいと請願が出されて、いいの悪いのとされることを考えてみたら、そのことが言論の自由を狭めているという考えにならないのか。

私はこの内容について、一切ここで議論すべきではないと思っている。

植竹成年委員

先ほども申し上げたように、9月定例会議の時点で、この請願者の気持ちは分かる。差別的なこの発言に対してということ。

しかしながら、この署名をされた会派の皆様は、5か月間、この発言に対して、何かその見解を市議会に対して求める、ないし議会運営委員会委員長もしくは議長に対してそのようなことを協議した場というものを実際にあつたのか疑問を持ちます。おそらくなかつたでしょう。

その上で、今回5か月たって請願が出たことによって、そうだそうだと  
いう意味合いで署名をし、そして市議会の見解を求めるという、この判断、行動に対して疑問を持つばかりです。

小林澄子委員

市民の方たちは、この間本当に熟慮されてきたというようなことも言われた。そういう中で、しっかりと議会の流れだとかも含めて見ていらっしゃる。それは市民の権利でもあるし責任でもある。そういうところで、やはりこの斉藤かおり議員の発言に対して、花岡議員がしっかりとその異議を申し立てたというところでの、それを認めていくということについて、やはり民主主義の問題もあるので、そういうところではやっていかなけれ

ばならないのではないだろうか。

神戸鉄郎委員

植竹委員、末吉委員、大石委員含めてのお話のごもつともで、本当に表現の自由の侵害の話になってくると思う。問題はなかったのでしょうか、市議会としての見解を求めます、と33人多種多様な意見の合意形成をするというのが所沢市議会だと思うので、全くもってこれはそぐわないと思っっている。

花岡健太委員

会派の立場としては、議事進行に関する動議をかけた時点で示しているとは私と考えている。また、言論の自由、言論の自由と言うが、人権侵害を前提とした言論の自由というのはいり得ないと私は思う。

中毅志委員

先ほど請願第1号でも申し上げたが、やはりこれを請願として成り立たせるには、紹介議員が良識をちゃんと持って、これが請願として値するかどうかを判断しなければいけないと思う。それも、9月にあった発言についてどうなのと市民の人から言われる前に、議員が議員としてそのところの行動を出してこなかった。そこにまず私は疑義を生じているし、これが紹介議員でなければ、陳情だとか参考資料だとか、いろんなやり方があったのかもしれないけれども、これを請願に上げてくること自体が私は間違っているのではないかと思っっている。

長谷川礼奈委員

こちらも請願になじむものではないと思うので不採択を主張します。

**【質疑終結】**

(何事か叫ぶ傍聴者あり)

(委員長が退席を命ずる)

**【意 見】**

大石健一委員

請願第2号に対して不採択を主張します。

ここに「事実関係を調査し」とありますが、アフリカはものすごく広いのに、それを調査しろというのはどだい無理な話で、市議会での調査範囲のレベルを超えています。

この請願の書き方がまずおかしいと思いますし、外国人政策に対して市議会の見解を示してほしいというのは、多種多様な意見がありまして、なかなかこれを外国人政策に対して、来なくていいという人から来ていただいて一生懸命働いて共生してもらってという人たちからたくさんいらっしやるわけで、共生をしていこうというのはもう決まっていますけれども、それに対して意見を言うてはいけないというのは言論の自由を私は抑圧していく恐れがあると思いますので、不採択を主張します。

花岡健太委員

この請願の内容を読んだところ、確かに発言の内容にはすごく問題があると感じました。特に問題がある箇所は、アフリカと日本は常識が違うとして、世界でもまれに見る秩序ある日本人がうまく共存できるとは思えませんと、そのように発言している点です。

一部のあるかないか分からない事象をアフリカ大陸に住む人々全般に当てはめること自体が差別を助長する危険性があるだけでなく、一部の地域に住む人と共存できないという発言は排除の理論であると思います。

これは、所沢市議会議員政治倫理条例にある、「セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと」と定めているこの条例に反しているとは私は考えます。

議会として自らが定めたルールはしっかりと遵守すべきであり、議会は市民の代表としてあらゆる人権を尊重し、差別を許容しない姿勢を明確に示す責務があると思います。市議会として、これは見識を示す必要があると考えます。

よって請願の採択を主張します。

**【意見終結】**

**【採 決】**

大 籠 隆行委員長

請願第2号については、挙手少数、不採択とすべきものと決する。

散 会 (午前9時32分)

## 議 会 運 営 委 員 会

令和 8 年 2 月 2 7 日 ( 金 )

開 会	午前 ・ 午後	9 時 0 分
散 会	午前 ・ 午後	9 時 3 2 分
場 所	全員協議会室	
委 員 長	大 舘 隆 行	✓
副 委 員 長	大久保 竜 一	✓
委 員	末 吉 美帆子	✓
〃	神 戸 鉄 郎	✓
〃	小 林 澄 子	✓
〃	花 岡 健 太	✓
〃	長谷川 礼 奈	✓
〃	植 竹 成 年	✓
〃	大 石 健 一	✓
〃	中 毅 志	✓
〃	青 木 利 幸	✓
〃	入 沢 豊	✓

議 長	粕 谷 不 二 夫	✓
副 議 長	亀 山 恭 子	✓

## ●出席表

【議会運営委員会】 令和 8年 2月 27日

議会事務局		
部局	職名	氏名
議会事務局	事務局長	瀧澤 恵
議会事務局	事務局次長	大島 光治
議会事務局	主査	松本 正英
議会事務局	主査	谷口 周
議会事務局	主査	山玉 和男
議会事務局	主任	宮地 亮太
議会事務局	主任	入江 亮
議会事務局	主任	並木 大和